平成２６年（フ）第３号
島根県出雲市天神町826番地５　天神県営住宅１―2116
債務者　原田　令子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１４号
静岡県浜松市東区積志町141番地の４、前住所静岡県浜松市東区笠井新田町811番地の３
債務者　瀧本　ゆか
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
愛知県豊川市御津町広石日暮125番地
債務者　大塚由希子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３１７号
仙台市太白区中田３丁目11番32号　メゾン太田201、開始決定時の住所地仙台市若林区土樋236番地　マンションファラオＤ―04
破産者　飯田　善琇
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部

破産終結

平成１６年（フ）第５５５９号
名古屋市熱田区六野１丁目306番地
破産者　株式会社ムッターハム
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を了承し終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１５００号
札幌市豊平区平岸４条７丁目１番１―701号
破産者　川島　雅樹
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６５号
神奈川県秦野市東田原435番地
破産者　窪嶋　　昇
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４９４号
神奈川県平塚市四之宮４丁目12番18―２号　白夢館Ｂ―202、前住所神奈川県平塚市御殿４丁目１番49―302号　ライオンズガーデン湘南平塚
破産者　安藤　真司
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２６９号
神奈川県小田原市浜町３丁目８番13号、旧住所神奈川県小田原市扇町３丁目13番19号
破産者　加藤　　昇
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３５号
宮城県気仙沼市大向15番地４
破産者　小松　菊枝
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第２３３号
茨城県下妻市下妻丙49番地１
破産者　菊地　　猛
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第７号
群馬県沼田市利根町大原1521番地７
破産者　新井　　淳
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
埼玉県熊谷市見晴町266番地４
破産者　石田　久夫
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２５３号
埼玉県熊谷市円光２丁目５番33号
破産者　石井　貞夫
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８５号
長野県小諸市大字滋野甲1026番地１
破産者　柳澤　文彦
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３７２号
静岡市駿河区大谷3800番地の375
破産者　吉田　久貴
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２３号
鳥取県鳥取市湖山町東５丁目565番地３、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北１丁目553番地
破産者　奥村　　肇
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部